

# 建築基準法の道路について

## (1) 接道義務について

建物を建てる際は建物の敷地が建築基準法で定められた道路に**2m以上**接していないと建物を建てるできません。(未接道の敷地は許可又は道路の築造が必要です。)

## (2) 建築基準法の道路種別について

建築基準法で規定する道路は主に次のようなものがあります。

- 1.道路法による道路で幅員4m以上のもの  
国道、県道、市道など(法第42条第1項第1号)
- 2.都市計画法、土地区画整理法等による道路で幅員4m以上の道路  
いわゆる**開発道路**など(法第42条第1項第2号)
- 3.建築基準法施行時、または都市計画区域の指定を受けた日に現に存在している道で幅員4m以上のもの  
いわゆる**既存道路**(法第42条第1項第3号)
- 4.建築基準法に基づいて新潟市長が道路の位置を指定したもの  
いわゆる**位置指定道路**(法第42条第1項第5号)
- 5.幅員1.8m以上、4m未満の道で、都市計画区域の指定を受けた日に道があり建築物が立ち並んでいた道で、新潟市長が指定したもの  
いわゆる**2項道路**(法第42条第2項)



※上記の他に、法第42条第1項第4号、第42条第3項の道路などがあります。

※市道で幅員4m未満のもの、法定外公共物(赤道・青道)、農道など、上記の道路に該当しないものについては**建築行政課で道路種別の確認が必要になります。**

## (3) 図面・証明書の発行について

建築行政課では以下の図面、証明書を発行できます。

- ・法第42条第1項第5号(位置指定道路)の図面と証明書
- ・法第42条第2項の道路の証明書

各区役所建設課では以下の図面を発行できます。

- ・市道、県道、国道(国管理を除く)の道路台帳図面
- ・開発行為に関する図面(開発登録簿)